

加西市告示第 170 号

市営土地改良事業に係る換地処分通知書の送付に代わる公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 54 条第 1 項の規定により、令和 8 年 10 月 5 日付けで換地処分をしたが、次の被処分者の所在が確知できないので、通知に代えて告示するとともに、次のとおり換地処分通知書を縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 5 日

加西市長 高橋 晴彦

1 地区名 市営土地改良事業 農山漁村地域整備交付金
（農業基盤整備促進事業）東高室地区

2 被処分者の氏名

氏名
小田義三
高尾政次
田中千鶴子
玉木恒一
六萬ふさの

3 送付すべき書類の要旨

東高室地区につき、換地計画に基づき行う換地処分は別紙のとおりですから、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 54 条第 1 項の規定により通知します。

なお、この換地処分の効果は、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 54 条第 4 項の公告がなされた日の翌日から発生します。

おって、別紙に掲げる清算金の徴収又は支払いは、別紙換地計画総括表の 2 地区総計表の清算金の徴収又は支払いの方法、時期欄に記載のとおり行います。

また、換地処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、加西市に対する処分の取消の訴えを提起することができます。

- (1) 換地処分年月日 令和8年10月5日
- (2) 換地処分の内容 別紙のとおり

4 縦覧に供する書類等

- (1) 縦覧に供する書類等 換地処分通知書の写し
- (2) 縦覧の期間 令和8年10月 5日から
 令和8年10月15日まで
- (3) 縦覧の場所 加西市役所

5 書類の保管場所 加西市役所 産業部農林整備課(加西市北条町横尾 1000 番地)

6 その他

送達を受けるべき者は、上記5の保管場所において当該書類の交付を請求することができる。なお、土地改良法第112条の規定により、この公告があった日に書類が発送されたものとみなし、公告があった日から10日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。